

医 第 06020002 号
健 第 06020003 号
令和 3 年 6 月 2 日

一般社団法人 和歌山県鍼灸マッサージ師会 様
一般社団法人 全和歌山県鍼灸マッサージ師会 様
一般社団法人 和歌山県鍼灸師会 様
公益社団法人 和歌山県柔道整復師会 様
協同組合近畿整骨師会 様

和歌山県福祉保健部健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染対策の徹底等について (依頼)

平素は本県の保健医療行政にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

各施術所における感染対策の徹底については、新型コロナウイルス感染症ガイドライン等をもとに、感染予防対策を徹底していただいていることと思います。

しかしながら、今般、全国的に新型コロナウイルス変異株の感染が拡大し、大阪など一部地域に現在も緊急事態宣言が発出されている事態となっており、本県においても、4月中旬から新規感染者が過去最多の水準となるなど、コロナ患者受入病床が逼迫したため、受入病床を増やすなどの対応を行ったところです。

そのような中、医療従業者が症状があるにもかかわらず出勤している事例が確認されております。

このようなことは、院内感染の発生につながることから、各施術所においても再度、院内感染対策の実施状況を確認し、感染防止に万全を期するよう、貴団体会員に改めて周知いただきますよう、お願いいたします。

(参考資料)

○施術所における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン (別添 1)

https://www.zenjukyo.gr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/COVID-19_guideline4.0.pdf

○県民の皆様へのお願い (令和 3 年 5 月 28 日付け) (別添 2)

(担当)

医務課 医事調整班 近田、高川

電話 : 073-441-2600

FAX : 073-424-0425

健康推進課 感染症対策班 仲

電話 : 073-441-2643

FAX : 073-428-2325

施術所における 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

公益社団法人全国柔整鍼灸協会

全国柔整鍼灸協同組合

2020年4月13日

2021年3月3日改訂(第10版)

施術所内で考えられる新型コロナウイルス感染症の感染リスク

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では感染拡大リスクとして以下の事項が挙げられている。

○一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染だが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

○集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人が密集する)、③密接場面(互いに手を伸ばすと届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件の場では、感染を拡大させるリスクが高いとされている。この他、マスクなしでの会話、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要とされている。

以上を踏まえ、施術所内における感染対策は以下の通り実施する。

①密閉空間

◇施術所内は、施術スペース、待合室、その他施術者、スタッフの待機スペースも含めて原則密閉空間であり、換気機能を持たないエアコンは、同じ空気が循環していることを踏まえて、窓やドアを開放し(1時間に2回程度)こまめな換気に努める。

◇換気の際は2方向に換気できる窓やドアを開放し十分に行う。

◇寒い環境でも室温 18℃以上を目安に1方向の窓を常時開放する等の換気を実施する。

◇換気を実施しながら湿度 40%以上を目安に適切な保湿を維持する。

→冬場の換気方法について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html(厚生労働省 HP)

②密集場所

◇患者同士が近距離になりすぎないように1m以上(可能であれば2m以上)の距離を確保する。また予約優先制を導入するなど、患者同士や施術者及びスタッフとの接触時間をできる限り少なくする。

◇スタッフの待機スペース内など施術所内で、スタッフ間の(身体的)距離を1m以上(可能であれば2m以上)確保できるようにする。

③密接場面

- ◇飛沫等で器具や用具が感染源となる可能性があり、できる限り使い捨てのものを使用する。または消毒(濃度 70%以上のアルコールなど)を徹底する。
- ◇施術時にマスクの着用が困難な場合を除き、患者には常時マスクの着用を促し、施術者もマスクやフェイスガードなどの器具を使用するなど、施術者及びスタッフと患者の飛沫が直接接触しない工夫を最大限に行う。
- ◇施術内容によっては手袋の使用も検討する。患者の施術に使用した器具を片付ける際にも手袋を使用し、手袋を外したあとも手洗い・手指消毒などを行う。

施術者・スタッフの感染予防

- 日常からの手洗いやアルコール消毒等を実施する。
- トイレではペーパータオル等を使用し、共通のタオルは使用しない。
- 鼻水や唾液の付いたゴミについては、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミ回収の際にはマスクや手袋を着用する。
- 施術所内での飲食は換気等、感染対策を徹底したスペースで一人ずつ行う。
- 患者への水分補給は、感染対策を徹底しながら行う。
- 以下に示す、感染リスクが高まる「5つの場面」には細心の注意を払う。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の間中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



特に施術所内では「場面⑤ 居場所の切り替わり」に注意が必要。

- 休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

患者への注意喚起

- 施術スペース利用時の注意事項並びに体調が思わしくない時の来院自粛を施術所 HP や院の表で患者さんへ呼びかけ、実行を徹底する
ダウンロードできるポスターの文面は以下

新型コロナウイルス感染予防 に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、以下のご協力を
お願いいたします。


**次の症状がある方、該当する点がある
患者さんの来院をお断りします**

- ・ 風邪の症状(咳・痰・頭痛・下痢等)や発熱
- ・ 呼吸器症状(咳・息切れ・呼吸困難等)、倦怠感がある
- ・ 嗅覚・味覚障害がある

2週間以内に以下のいずれかに該当する場合

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者、またはその疑いがある患者と
の接触
- ・ 海外への渡航歴がある

<当院の感染症対策について>
消毒、換気、職員の手指衛生・体調管理の徹底を行っています。

 全国柔整鍼灸協同組合

以下の厚生労働省 HP をご参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

- ◆ 過去 14 日以内に渡航、並びに当該居住者との濃厚接触がある患者

- 感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中、スタッフがマスクを着用することの告知

- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)や地域の通知サービスの利用の呼びかけ。
COCoA がインストールされた端末の電源及び Bluetooth を ON にすること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

施術スペースにおける施術時の対応

●施術スペース(施術所)内の衛生確保・感染防止対応

①入口付近

- ・施術所入口での手指消毒剤配置と消毒の徹底
- ・ドアノブなど不特定多数が触れる箇所はこまめな消毒の実施

②施術設備・用具、共用する設備

- ・1時間に2回換気(2カ所以上窓を開ける)
- ・受付等、患者と対面する場所では、ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・清掃・除菌の通常以上の徹底(洗面所の水道、トイレ、ドアノブなど不特定多数が触れる箇所のこまめな除菌、清掃の実施。最低推奨回数:2時間に1回)
- ・施術ベッドで使用する枕やカバー類は施術毎に除菌する
- ・鍼などは使い捨てのものに変更、または消毒を徹底する
- ・施術に使用した器具を片付ける際には手袋を着用する
- ・可能な限りキャッシュレス決済(非接触型決済サービスが望ましい)を導入する
- ・対策中のポスター掲示



③施術者またはスタッフ

- ・全員マスク使用を原則とし、施術内容等やむを得ない事情がある場合はフェイスガードの着用を検討する
- ・マスクを使用していても必要以上に患者と接近しない
- ・施術方法によっては手袋を着用する
- ・施術の際に使用した白衣などの衣服はこまめに洗濯する
- ・感染症の疑いのある患者に接した場合、その後の業務は中止し保健所へ通告する
- ・施術所内ではスタッフ間のソーシャルディスタンスを1m以上(可能であれば2m以上)確保できるようにする
- ・問診等の際には大声にならないように配慮する。

④患者

- ・マスク使用を原則とし、施術内容等やむを得ない事情がある場合はフェイスガードの着用を検討する
- ・患者の施術前と後に手指の消毒を実施
- ・高齢者や持病がある方は感染後の重症化リスクが高いことから、より徹底した対応を行う
- ・患者同士が近距離になりすぎないように1m以上(可能であれば2m以上)の距離を確保する
- ・予約優先制を導入するなど、患者同士や施術者及びスタッフとの接触時間をできる限り少なくする
- ・待合スペース等では大声での会話を控えるようお願いする。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

施術者・スタッフの健康管理

- 施術者・スタッフ全員の体温チェックを徹底(発熱の兆候がある場合、体調により上司に報告のうえで出勤停止)
毎朝チェックしその結果を記録しておくことが望ましい
- 施術者・スタッフ同士、または友人・知人等家族以外の複数人での会食は控える
- 施術以外の業務の際は、自宅等でのテレワークを検討
- 必要に応じてオンラインでの研修・会議等の実施を検討
- 施術者・スタッフ等の家族、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確な実態把握を実施

感染者情報に接した場合の対応

- ① 該当となった施術所は、管轄保健所の調査(など)に協力する
 - ・ 対象者の勤務状況や接触該当者の特定
 - ・ 対象者の感染防止状況
 - ・ 院内における適切な感染防止策の有無
- ② 保健所からの指導があれば従う
指導の内容によっては速やかに濃厚接触者を自宅に待機(一般例:14 日)させるなど、感染拡大防止のための措置をとる。
- ③ 感染者と同時間帯に来院していた患者、勤務していた従業員へ連絡
- ④ 休院を保健所から指示された場合は、期間等を関係各所へ連絡する
- ⑤ 施術所内外の消毒を求められた場合のために、対応業者等を確認しておく

※ 施術所内において、必要な衛生管理と感染防止策を講じていた場合は、施設の休業等を求められることは確率として低くなるが、クラスター(患者集団)が発生しているおそれがある場合には、休業等、必要な対応を要請される場合がある。

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

●3 密対策

- 施術所内の定期的な2方向の換気を行っている。
- 患者同士、施術者とスタッフ間でソーシャルディスタンスを確保できる。
- 施術器具や接触機会が多い用具の患者ごとの使い捨て、または消毒の徹底している。
- 施術者・患者ともにマスク着用(着用困難な施術を除く)している。
- 清掃等の際にも感染予防を徹底している。

●患者への注意喚起

- ダウンロードできるポスター等を活用し、施術所の取り組みを患者へ周知している。

●施術者・スタッフの健康管理

- 施術者・スタッフ全員の体温を毎日チェックしている。
- 家族や同居者に感染、濃厚接触がわかった場合の対応をスタッフに周知している。

痛みを抱える患者に安全・安心に施術を受けてもらうために

緊急事態宣言が解除後に経済活動が再開されましたが、年が変わり再び緊急事態宣言が出される状況となりました。しかしながら、施術者全ての願いは「患者さんのケガを治し一日でも早く痛みから解放してあげたい」ということには変わりありません。

柔道整復の施術所からクラスターが発生したことは残念ではありますが、これ以上柔道整復・はり・きゅう・あん摩マッサージの業界から感染者を出さない、感染拡大させない取り組み、万が一にも感染者が発生した場合の具体的な対応を定めておくことが極めて重要です。

痛みを抱える患者が安心して施術を受けられるため、施術者やスタッフの家族の生命と健康を守るため、また、施術所内の対応の不備による感染拡大が発覚した場合には、風評被害を受けないためにも、この「施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に沿って施術を進めていただきますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは今後の厚生労働省・内閣官房の要請の他、社会情勢の変化に伴い、随時見直していく予定としています。

公益社団法人全国柔整鍼灸協会
全国柔整鍼灸協同組合
理事長 岸野雅方

監修医師:医療法人美和会 平成野田クリニック 岸野万伸

接骨院での新型コロナウイルス感染症対策(全柔協 HP)

>><https://www.zenjukyo.gr.jp/covid-19/>

全柔協 HP で情報発信しています。

>><https://www.zenjukyo.gr.jp/>

2020年4月17日改訂 (全国に緊急事態宣言が発令されたため、一部文言の追加)

2020年7月15日改訂 (「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」掲載のための改訂)

2020年8月5日改訂 (体温チェックについて目安を37.5度から「発熱の兆候」に改訂)

2020年11月12日改訂 (寒冷の環境における換気、湿度について追加)

2020年11月27日改訂 (冬場における換気の方法を追加)

2020年12月9日改訂 (新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)利用呼びかけ等を追加)

2021年1月8日改訂(家族以外の会食を控える旨の追加、2度目の緊急事態宣言発令における一部改訂)

2021年1月18日改訂(内閣官房・厚生労働省の要請による改訂)

2021年3月4日改訂(内閣官房の要請による改訂)

県民の皆様へのお願い（令和3年6月2日）

・ **不要不急の外出を控える（令和3年6月6日まで）**

・ **安全な生活・安全な外出を心がける（令和3年6月7日から）**

・ **ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の対策を**

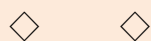
・ **キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染対策をするとともに、ゴミは持ち帰る**

・ 特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

・ 遅くまで集団で会食・宿泊をしない

・ 家族以外とのカラオケを控える

・ **カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える**



・ 大阪府、兵庫県、京都府、北海道、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県への不要不急の外出を控える

期間：政府対策本部が「緊急事態措置を実施すべき区域」等を指定している期間



・ **症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診**

・ 事業所では発熱チェック

・ 病院・福祉施設サービスは特に注意

・ 医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

・ 濃厚接触者は陰性でもさらに注意

・ 医療機関は、まずコロナを疑う



・ 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

・ 職場内でもマスクの着用を徹底する

・ **在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を**



・ 感染防止策が徹底されないイベントの開催の延期・自粛

大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は延期・自粛



・ 学校の部活動の制限について

県外の学校との練習試合等は禁止

それ以外は、感染防止対策を十分に講じた上で活動

不要不急の外出を控える（令和3年6月6日まで）

- ・和歌山県内にお住まいの方は、不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

安全な生活・安全な外出を心がける（令和3年6月7日から）

- ・和歌山県内にお住まいの方は、マスクの着用、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行など基本的な感染予防対策を心がけてください。その上で、感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所への外出を心がけてください。

ワクチン接種後も引き続きマスク着用等の対策を

- ・ワクチンは、高い有効性が認められるものの、100%の発症予防効果が得られるものではなく、他人への感染をどの程度予防できるかは、明らかになっていません。ワクチン接種後も、引き続き、感染予防対策の徹底をお願いします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染対策をするとともに、ゴミは持ち帰る

- ・キャンプやバーベキューは、市町村が管理するキャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないなどの基本的な感染症予防対策を徹底するとともに、ゴミは持ち帰りましょう。

特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

- ・感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗い等）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食し、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染した事例がありましたので、そのような行動は控えてください。

家族以外とのカラオケを控える

- ・グループでカラオケを行い、その参加者が多数、感染するという事例が発生しました。このことを受け、当面の間、友人・知人等とのカラオケは控え、家族のみで楽しんでいただきますようお願いします。

カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える

- ・カラオケ等の催しが原因と思われるクラスター事例がありました。マスクを着用しないまま長時間の接触機会があるような催しへの参加を控えてください。

大阪府、兵庫県、京都府、北海道、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県への不要不急の外出を控える

- ・各都道府県が、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を実施している期間中は、当該都道府県への不要不急の外出を控えてください。外出が必要な場合は、基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

- ・発熱や倦怠感等の症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまった事例が多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談してください。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口（県内各保健所・和歌山県コールセンター・受診医療機関）に相談してください。 ※受診相談窓口の受付時間など、詳しくは県HPをご確認ください。

事業所では発熱チェック

- ・事業所においても従業員の発熱等のチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診をすすめるなど、適切な対応をお願いします。

病院・福祉施設サービスは特に注意

- ・病院や福祉施設等の職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネジャーの皆様は、御自身での感染対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

医療・福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

- ・会食等に参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者等の感染により重症化しやすい方との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。その中で、濃厚接触者が1回目の PCR 検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になった事例も見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱等の軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。多くの事業所ではガイドライン遵守に御協力いただいています。引き続きすべての事業所でガイドラインの遵守をお願いします。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

職場内でもマスクの着用を徹底する

- ・県内事業所で、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では長時間にわたり同じ空間を共にすることから、会議に限らず平常業務時にも、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ・手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染症対策も徹底してください。

在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

- ・大阪に通勤されている方は、積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いいたします。
- ・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いいたします。

感染防止策が徹底されないイベントの開催や、大規模集客施設・小売店での催物・バーゲン等は、延期・自粛

- ・感染防止策が徹底されないイベントの開催は、延期又は自粛をお願いします。また、大規模集客施設や小売店での催物・バーゲン等も、延期又は自粛をお願いします。

学校の部活動について、県外の学校との練習試合等は禁止。それ以外は、感染防止対策を十分に講じた上で活動

- ・学校の部活動について、県外の学校との練習試合や合同練習等は、継続して禁止とします。県内の学校との練習試合や合同練習及び校内での活動については、感染防止対策を十分に講じた上で活動することとします。